

「必」字考

(一)

われわれが、一般に漢文を訓読するとき、「必」の字は、「かならず」と読み、「きつ」と「間違ひなく」などと訳している。次のような場合である。

如有復我者、則吾必在汶上矣。(論語、雍也)
奪項王天下者、必沛公也。(史記、項羽本紀)

しかし「必」には、「かならず」とは読むが、異なる意味をもつ次のような「必」がある。

- (ア) 必不得已而去、於斯三者、何先。(論語、顔淵)
- (イ) 王必無人、臣願奉璧往使。(史記、廉頗藺相如列伝)
- (ウ) 王必欲長王漢中、無所事信。(史記、淮陰侯列伝)

(ア)は「必ず已むを得ずして去らば……」と読み「どうしてもやむを得ずに捨てるならば……」と訳し、(イ)は「王必ず人無くんば……」と読み「どうしても適当な人物がいなければ……」と訳し、(ウ)は「王必ず長く漢中に王たらんと欲せば……」と読み「王がいつまでも漢中の王でいたいならば……」と訳するのが一般的である。

これは日本語の「かなならず」が常に「疑ひなく……」となるに違

いない」というような積極的な判断を示す語であるからであり、(ア)においては「どうしても」と訳してもあまり無理な解釈ではないが、(ウ)での「必」は(ア)と同じよう語義としては解釈できず、訳文中に入れづらい。

そしてこの三例における「必」は、必定の「かならず」ではなく、仮定の「もし」であると考えられる。従って、(ア)は「必し已むを得ずして去らば……」、(イ)は「王必し人無くんば……」、(ウ)は「王必し長く漢中に王たらんと欲せば……」と読むのがよいであろう。

このように「必」には本来二つの意味があったが、訓読では「かならず」という読み方に固定してしまった。

(注)○日本語の「かならず」について、『日本国語大辞典』(小学館)には次のように述べている。

事実について認定し、行為を命じ、あるいは判断を下すにあたって間違いなくその事実が認定でき、行為が実行され、判断が成立することへの、確言、強制、確信を表わす。間違いなく、確実に。たしかに。きつと。必ずしも。必ずとも。必ずしも。必ずや。

○『和訓栞』の「かならず」の項には次のようにある。

必をよみ紀に要をよめり仮ならずの義也といへり一説に欺ならずの義疑なき意也といへり……。

○『俚言集覽』には次のようにある。

必を訓り不仮の義なるべし、……かさし抄の傍注キツトチガヒナシ、キハメテの義とせり。

(二)

前述のように「かならず」という読み方(＝訓読＝訳読)に固定した「必」を、中国ではどのように解釈しているかをみたい。

ちかごろ出版された次の辞典類および虚字に関する専書によって「必」の語についての解説と用例を挙げる。(字典類は、きわめて詳細に意味区分を行っているものもあるが、本論に関する事項のみに限定してとりあげる。以下すべて同じ)

『辞海』(一九八九年)

『辞源』(一九七八年)

『漢語大字典』(一九八六年)

『漢語大詞典』(一九八八年)

『古漢語虚詞用法詞典』(一九八八年)

『文言文虚詞大詞典』(一九八八年)

これらの辞典類における「必」の解説では、この語には二つの用法があるとしている。

第一は、(一)に挙げた『論語』雍也篇などにみられる用法であり、たとえば『辞海』では「一定、定然」と説明し、例文としてこの『論語』の文をのせている。これは、日本語の「きつと」「間違いなく」に当たるので、訓読する場合に「かならず」と読んでも、意味との間に何ら問題はない。他の辞典類についても、この用法に関してはほぼ同様なので省略する。

第二は、「もし」とする用法である。

『辞海』果真、仮使。「史記、廉頗藺相如列伝」王必無人、臣願奉璧往使。「杜甫、丹青引」將軍盡善盡有神、必逢佳士亦写真。

『辞源』如果。「史記、廉頗藺相如列伝」同例。

『漢語大字典』連詞。表示假設關係、相當于「仮使」、「如果」。「左伝、昭公十五年」必求之、吾助子請。「唐、杜荀鶴、題会上人院」

必能行大道、何用在深山。「史記、廉頗藺相如列伝」同例。

『漢語大詞典』連詞。表示假設關係。倘若、如果。「論語、顔淵」子

貢問政。子曰、足食、足兵、民信之矣。子貢曰、必不得已而去、

於斯三者何先。曰、去兵。「史記、項羽本紀」吾翁即若翁、必欲烹

而翁、則幸分我一杯羹。「宋、梅堯臣、題老人泉寄蘇明允詩」淵中

必有魚、与子自徜徉、淵中苟無魚、子特翫滄浪。

『古漢語虚詞用法詞典』表示對動作行為、性状的肯定或強調。可訳

為「必定」、「一定」、「果真」等。

このように説明し、「果真」の例として『史記』廉頗藺相如列伝をのせ、「大王果真沒有合适的人、臣愿意奉璧前往(秦国)」と現代語訳している。

『文言文虚詞大詞典』連詞、如、若、仮若。假設相連。

このように説明し、例文として前記した『論語』顔淵篇と『史記』廉頗藺相如列伝を挙げ、それぞれ「如果迫不得已在這(糧食・軍備・民衆信心)三項之中去掉一項、……」「君王如果沒有人(可派遣)、……」と現代語訳している。他に「韓非子」八説の「虎豹必不用其爪牙、……」を引き、「老虎豹子如果不運用牠的爪子、牙齒、……」と現代語訳している。さらに參証例句として『史記』『戦国策』よりの文を挙げている。

これら字典、専書の諸例をみると、「必」は古くはもちろん、少くとも宋代までは「もし」の意としても用いられていたことがわかる。

次に(二)に記した著作以前の字典および虚詞の専書では、どのように述べられていたかを、それぞれ主なものについて時代順にみる。

『字彙』(梅膺祚、一六一五年) 定辞 審也 然也 専也

『康熙字典』(陳廷敬等、一七一六年) 定辞也 専也 期必也 審也

果也

『辞海』(舒新城等、一九四七年版) 決定辞 専執也 果也

これらの字典には「果也」という説明もあるが『康熙字典』『辞海』ともその用例に「信賞必罰」を引いているので「もし」の意ではない。

『助語辞』(盧以緯、一三二四年以前) 断然決定不易之意

『助字弁略』(劉淇、一七一一年) 審也 決定之辞

『経詞衍釈』(吳昌瑩、一八七七年) 必、果也、果、若也。

『詞詮』(楊樹達、一九二八年) 表態副詞 決也。今言「必定」

『古書虚字集釈』(裴学海、一九三二年) 「必」猶「如」也。作「如或」解

これらの専書から考えられることを列挙すると次のごとくである。

(ア)、『詞詮』には「もし」の意があるとは記されておらず、「必定」の意としてのみの説明であるが、それより少し前の『経詞衍釈』には、「論語、必不得已而去、言若不得已也」などと「論語」をはじめ『左伝』『史記』などから例を挙げ、「もし」の意のあることを述べており、この頃より、二つの意のあることが注目、研究されはじめたのではないか。

(イ)、『ほぼ同時代の』『詞詮』と『古書虚字集釈』には、同じ文「王必欲長王漢中、無所事信」(史記、淮陰侯列伝)が引かれているが、前

者は表態副詞の「必定」の例とし、後者は「如」の例としている。これは一九四〇年代までは、この語に二つの用法があるという認識がまだ普通に行われていなかったことを示すものであろう。

ちなみに、『辞海』にも前に記したように一九四七年版には「もし」としての用法は載っていない。

(ウ)、『古書虚字集釈』では、次のように『史記』と『論衡』の文を比較考察すること(例文①②③)や、『史記』における「使(仮定)」、「必」の語の用いられ方(例文④)などによる、多角的な方法で、「必」猶「如」也の論拠としている。

①、文曰、必受命於天、君何憂焉、必受命於戸、則高其戸耳、誰能至者。(史記、孟嘗君列伝)

②、必受命於天、君何憂焉、如受命於戸、即高其戸、誰能至者。(論衡、四諱篇)

③、如在天、君何憂也、如在戸、則宜高其戸耳、誰而及之者。(論衡、福虚篇)

④、公子光曰、使以兄弟次邪、季子当立、必以子乎、則光真適嗣、当立。「必」以「如」同義、(史記、刺客列伝)

(四)

以上のように、中国では十九世紀末ごろより「必」には「一定」と「如果」という二通りの意味があったことが研究されはじめられたようであり、これが定着した解釈となっているが、わが国では、どうであるかを、『論語』顔淵篇の「必不得已而去……」を例にして、「抄物」など、および最近の著作によって調べてみる。

(ア)応永二十七年本『論語抄』(一四二〇年成立)

子貢曰——食ト兵トノ三アルヤウニハナラヌ時アルヘシ。ヤムコト得スシテ三ノ内ヲ一ツ指置ヘキナラハ、イツレ先略セント云。

……曰必不得——子貢云、食トノ二モ叶カタキコトアルヘシ。必
不得レ止シテ二ノ内ヲモ一ツステ置ヘキナラス何ヲ略スヘキノ
ト云。

(イ)『論語聞書』(二四五八年—六八年の間成立)

又問タ此ノヤウニ三ノソロウコトハ稀ノコト三カソロハサラン
時ハ此中テハ何ヲノケン

(ウ)成實堂本『論語抄』(二四七五年以前成立)

若コノ三ノ物ヲ、一サケハ、キヅレヲカステヲカン……若コノ
二ヲ、一ツサケハ、キヅレヲカ、ステントトウ

(エ)足利本『論語抄』(一五六〇年前後成立)

子貢——是ヲ三ツナガラハ、我ニハエ行マイ、三ノ中ニ何ヲカ
取テノケウソト問申ス也……不得已トハ、三ツナガラ行マイテハ
ナケレトモ、三ノ中テ何ヲ云ン也……曰必——不得已トハ、一向
皆エ行マイテハナイソ、アレモ此ニノ中テ何ヲ取テノケンソト云
也

(オ)『論語示蒙句解』(中村揚齋、一七〇一年自序)

されどもし変にあひ、勢にせまり、必定やむことを得ずして、
すつることあらば、三つの中にて、いづれをかまづすとんと。

(カ)『論語俚諺鈔』(毛利貞齋、一六九八年成立)

又問フ、三条ノ内、不得已シテ何ヲカキ除ヤト。又問フ、若
事ノ変甚クシテ不得已、二条ノ中ニ於テ又去レバ、何ヲカ
去ン。

(ア)では、「ヤムコトヲ得スシテ」「必不得已シテ」とあり、必ず
しも「必」を訳出しようとはしていない。

(イ)(エ)では、「必」を訳出していない。

(ウ)(カ)では、「若」とあるが、文脈上「必」を訳したとは考えられな

い。

(オ)は、「必定」としている。

以下、現代のいくつかの著作の訳文をみる。これらはすべて「か
ならず」と読んでいる。

『論語新釈』(宇野哲人、一九二九年)

もし事変が起つて必ず已むを得ず去てなければならぬ場合には、
この食兵信の三つの中で何を先に去てますか。

『論語の講義』(諸橋轍次、一九五三年)

どうしてもやむを得ない事情のために、この三つの中どれか一
つを捨て去らねばならないとすれば……。

『論語』(吉田賢抗、一九六〇年)

国家の現状からして已むを得ずしてこの三者の中から一つをや
めねばならぬということになったら……。

『論語』(金谷 治、一九六三年)

どうしてもやむをえずに捨てるなら……。

『論語』(吉川幸次郎、一九六九年)

もし、どうしてもやむを得ずして、どれかを捨て去らねばなら
ぬ場合……。

他の著作もだいたいこのようである。すなわち、訳には、(一)「必
ず」をそのまま用いている、(二)「どうしても」と訳す、(三)「もし、
どうしても」と訳す、(四)「必」を訳文中に入れない。

そしてこれらの著作は「必不得已」を仮定の句としており、「必」
を「もし、どうしても」という意にとっているようであるが、「かな
らず」と読むことにより、「もし」の意よりも「どうしても」の意に
より強くひかれていないかと考えられる。従つて「もし」

と読んでいるものはなく、抄物などと同じような読み・訳である。

(五)

次にわが国の古辞書には、「必」がどのように記載されているかをみる。

『類聚名義抄』(観智院本、院政期成立)

必 カナラス モシ トク カナフ ナラフ アキラカナリ

『字鏡』(世尊寺本、院政期成立)

必 コトコトク ツキニ トク モハラス シカモ モシ サタ

マル ナカフ アキラカ ナラフ カナラス

この二書には「カナラス」などとともに「モシ」の訓もとられている。

『色葉字類抄』(尊経閣本・黒川本、鎌倉初期以前成立)

『倭玉篇』(夢梅本、室町初期成立)

『節用集』(天正本・易林本、室町中期成立)

これら三書を見ると、「必」の訓は「カナラス」「カナラズ」のみであり、「モシ」の訓は「若」「如」などに付されているだけである。

ここで注目されることは、院政期成立の古辞書『字鏡』に採録されている十一の訓(これらはすべて『類聚名義抄』に採られた六つの訓と重複している)が、室町期以後成立の『倭玉篇』『節用集』などには「カナラス」以外は表れてこないことである。(『色葉字類抄』の成立は、その境目にあり「カナラス」のみを採ったと思われる)

これは、この時期が語のもつ意味を自由に日本語化していた翻訳調の訓読がすたれ、訓読が固定化する時期とほぼ同じであり、語の読み方も多く読まれていたものに一元化し、それにその語のもつ他の意味をもたせるようになったためではなからうか。

「必」の場合、「きつと」の意味の「カナラス」に「もし、どうし

ても」の意味をもたせるようになったと考えられる。

(六)

江戸時代の虚字についての専書のうち、関係すると考えられるものについてみる。

(ア)『訓訳示蒙』(荻生徂徠、一七一五年刊)

必ハ、カナラズト訓ジ、是非共ト訳ス。

(イ)『太史公助字法』(皆川淇園、一七六〇年刊)

「用必法」ゼヒナリ 向ヲ極メテ云辞ナリ

(ウ)『左伝助字法』(皆川淇園、一七六九年刊)

「用必法」ゼヒナリ

(エ)『助字詳解』(皆川淇園、一八一四年刊)

……史記淮陰侯伝ニ、王計必欲^セ東^ト、能用^レ信^ト、信即留^{ラフ}、トイヘ

ルハ、ゼヒニ東シスルコトヲ欲スト云コトナラバナリ……

(オ)『助辞訳通』(岡 白駒、一七六二年序)

必字、定辞也ト訓ズ

(カ)『文語解』(釈大典、一七七二年刊)

必^{カナラズ} 決定シタル辞ナリ 又後來ヲ期スル辞 俚語ノゼヒト

モナリ 又既往ノ事イツモカクアリシト云辞トナル 皆ソノ義明

ナリ 引証スルニ及バズ

(キ)『助辞鶴』(河北景楨、一七八六年刊)

必 定辞ト注ス……又懸断ノ辞ト注シテ必定サアルベキコトト

云ニ用ウ

(ク)『詩家推敲』(釈顯常、一七九九年刊)

必ハ、定辞 専也ト訓ス

(ケ)『助語審象』(三宅橘園、一八一七年刊)

必^{カナラズ} キツトト訳ス

(二)『助字擧』(釈介石、一八六一年刊)

必ハキツトト訊ス 後ノコトノ間違ザルヲ前以テ治定スル義ナリ

これらの著作から次のことが言える。

- (一)、すべてが「カナラズ」と読む。
- (二)、「ゼヒトモ」「ゼヒ」「ゼヒニ」「キツト」などと口語訳している。
- (三)、『字彙』の「必、定辞」を引いたものが多く、それを基とした考え方が「カナラズ」という読(訓)み方を定着させたのではないか。
- (四)、『文語解』の序で「学者旧来ノ倭読ニ泥テ義意ニクラキコト多シ」「一字ニ一訳アリテ相当ルハ論ナシ或ハ一訳多字ニアタル或ハ一字ニ多訳アリ」と述べている。釈大典までが、「カナラズ」と読み必定の意のみとしている。

なお、『助字詳解』の例文には、外に『史記』淮陰侯列伝の「王必欲長王漢中……」があり、また『詩家推敲』には例として杜詩の句「必逢佳士亦写真」が採られているが、これらは中国の現行辞典類などでは仮定の例として挙げられているものである。

このように江戸期の専書には、仮定の意としているものはないと思われるが、『用字格』(伊藤東涯、一七〇三年序)の「**欲必**」「**必欲**」の項に『後漢書』鍾皓伝の「明府欲**必**得**其**人ト、西門亭長陳寔可リ」などの文を引いて「此モ苟欲**必**同例ナリ」とある。「**必**」をどのよう^ニに読んだかは明らかではないが、仮定の意としたとも考えられる。(ちなみに、『経伝釈詞』の「苟」の項には、「苟猶若也」とある)

(七)

以上のように、わが国では、「**必**」を「モシ」と訓じ、仮定の意にとることは『類聚名義抄』などの古辞書以外にはなかったようにみ

える。「カナラズ」と読み、文脈上「もし、どうしても」などと解しているものはある)

しかし、古辞書に「モシ」の訓が存在するのは、古くは漢文中の「**必**」に必定の意の外に仮定の意もあることを理解していたにちがいない。仮定の句においては「若」「如」と同じように「**必シ**」を読んだであろうが、訓点資料などにも表れていないようである。

では、本邦人が奈良時代、漢文で著述したものに仮定の意として用いた例の有無を『古事記』『日本書紀』『風土記』についてみると、『日本書紀』と『風土記』にわずかながら次のような例がみられる。

◎『日本書紀』(国史大系本)

(A)、汝不迷道 必速詣之。マウケキタラマシカバ(熱) 遇先皇(熱) 而仕歟。(垂仁天皇、二年細注)

(B)、必遇其佳人。道路見瑞。ハニミヨミツ(熱) 道路見瑞。(垂仁天皇、三四年)

(C)、必欲得我者。沈是匏而不令泛。オモヘ(前) 沈是匏(熱) 而不令泛(前)。(仁徳天皇一一年)

三例はすべて会話文中にある。直接関係のない傍訓は省略したものがあ

傍訓の「熱」は熱田神宮所蔵本、「前」は前田家所蔵本。

三例とも、「**必**」には傍訓がないので、加点者はなんと読んだかは不明であるが文脈上、仮定の「**必**」であると考えられ、さらに各例については次のことが言える。

(A)、「**必速**」の下を「……マシカバ……マシ」と読んでいることは、加点者も「**必**」を仮定の語とったと思われる。

(B)、「**遇**」の「ハ」は、接続助詞(バ)であろう。従って、加点者もこの句を仮定、「**必**」も仮定の語と解したと思われる。

(C)、『日本書紀』の仮定の句に多くみられる「若……者」と同じ形をとっており、この「必」は「若」の意として用いたのであろう。

(B)(C)、(B)の熱田神宮本の「遇^{ハシ}」、(C)の前田家本の「欲」の訓読は、「必」を「カナラズ」と読むことから生じたものであろうが文脈上奇異に感じられる。

ちなみに、日本古典文学大系本『日本書紀』（坂本太郎等校注）、日本古典全書本『日本書紀』（武田祐吉校註）では、左記のようにすべて「カナラズ」と読み、仮定の句としている。（よみがな省略）

(A)○汝、道に迷はずして必ず速く詣れらましかば、先皇に遇ひて仕へたまひまし。

○汝、道に迷はずしてかならず速く詣らましかば、先の皇に遇ひて仕へ奉らましを。

(B)○必ず其の佳人に遇はば、道路に瑞見えよ。

○かならずその佳き人に遇はば、道路に瑞見れむ。

(C)○必ず我を得むと欲はば、是の袍を沈めてな泛せそ。

○かならず我を得まく欲はさば、この袍を沈めてな泛ばしめそ。

◎『風土記』（日本古典文学大系本）

判云 汝田苗者 必雖^レ不^レ敷^レ草 如^レ敷^レ草生

校注者秋本吉郎は、日本書紀古訓などを訓例として、次のように訓み下している。

判りて云りたまひしく、「汝が田の苗は、必ず、草敷かずとも草敷けるが如生ひむ」とのりたまひき。

これも文脈上、「仮定の意であろう。また「雖」は『助字弁略』などにも「仮令之辞」とあるように仮定の語として用いられるものであり、「必雖」一語で仮定としたとも考えられる。

日本古典全書本『風土記』（久松潜一校注）は、次のように訓読している。

○判りて云りたまひしく、汝の田の苗は、必ず草を敷かずとも、草を敷けるが如く生ひむ、とのりたまひき。

むすび

「必」は、中国においては少くとも宋代以前には「一定」「如果」の二つの意味のある語として用いられていた。「如果」の意に用いられることは、「一定」の意として用いられるよりはるかに少なかったようであるが諸書に使用されている。

しかし「若」などの語が「如果」の意を表す語として多く用いられるようになると、「必」は「如果」の意としては用いられなくなり現在に至っていると考えられる。

一方、わが国においても「カナラズ」と「モシ」の二義があるところ理解されてはいただろうが、古辞書以外には「モシ」と訓んだ記録はなく、『日本書紀』『風土記』の前記諸例に「モシ」の意に解していただろうことの痕跡がみられるだけである。

「モシ」という訓みは、圧倒的に多い「きつ」との義としての「カナラズ」という訓み方に埋もれ、訓読の固定化とともに統一されてしまったようである。

日本語の「かならず」には「もし」の意はないにもかかわらず、「かならず……しようとするならば」「どうしても……であるならば」と「もし」の意を含んだ語として解釈しているようである。

そして「必」はきまつて「カナラズ」と読んでいる。日本語との関連において考えなければならぬ訓みの一つであろう。

小論に直接関係のない引用文の表記は、必ずしも引用原拠の表現のままではない。